

日時：令和6年5月14日（火） 午後1時30分～

会場：船橋市役所11階 大会議室

出席者：

(1) 委員

中村順哉委員（委員長）、山口定之委員（副委員長）、結城康博委員、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

福祉サービス部長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

(3) 事務局

指導監査課職員（9名）

欠席者：文川和雄委員

公開区分：公開

傍聴者：1名

決定事項：

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …決定事項あり（委員会にて確認）
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定について
地域密着型通所介護 …決定事項あり（委員会にて確認）
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定について
地域密着型通所介護 …決定事項あり（委員会にて確認）
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定について
地域密着型通所介護 …決定事項あり（委員会にて確認）
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定に係る報告 …決定事項なし（委員会にて報告）

特記事項：なし

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

○事務局（指導監査課）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、令和6年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また入室の際の手指消毒及び体調の確認にご協力いただきましてありがとうございます。

会議室の常時換気及び消毒等の感染対策を実施しながら開催いたしますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、4月1日付けで新たに着任した職員を紹介させていただきます。

介護保険課長の大内雄三です。

○介護保険課長

介護保険課長の大内雄三です。どうぞよろしくお願いいたします。

3月まで療育支援課におりまして、人事異動で介護保険課に異動となりました。

令和6年は介護保険の第9期の介護保険事業計画のスタートの年となります。高齢者の方の割合、第1号被保険者の中で75歳以上の方の占める割合は、令和6年は6割ですが、令和8年は63%近くになる本市の状況がございます。

そういった中で介護保険制度を適正に運用していく、そして高齢者の生活を支えていきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

次に、本日の欠席者でございますが、7号委員の文川委員より欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、配布資料の確認をいたします。本日、お手元に配布しておりますので、一緒に確認をお願いいたします。

「席次表」、「委員名簿」、地域密着型サービス運営委員会の「青色のインデックス 資料3」で委員会当日差し替え予定となっております「二和さくらの郷 II デイサービスセンター」の事業所の写真でございます。以上3つの資料を、事前送付した資料のほかに本日お配りしております。不足のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議について、全体の流れをご説明いたします。

まず地域密着型サービス運営委員会では青色のインデックスの資料を使用し、その後の地域包括支援センター運営協議会では赤色のインデックスの資料を使用します。地域密着型サービス運営委員会は指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとにご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、挙手していただき、マイクは事務局よりお渡しいたします。また、お手数でございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。

また、会議録等につきましても公開することとなっております。

本日の傍聴者は1名おります。委員長、入室していただきよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは傍聴者の方は入室をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条に基づき、委員長が議長となり、議事を整理することとなっております。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今より、令和6年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。

それでは、議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

資料1「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明してください。

○事務局（指導監査課）

それでは資料1「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。

お手元の資料、青いインデックスの1の1ページをご覧ください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定になります。

このサービスについてあまり聞きなれない方もいらっしゃると思いますので簡単にサービス内容をご説明します。

このサービスは、名前にあるとおり、訪問介護、いわゆるヘルパーのサービスと訪問看護のサービスの両方を提供するものになります。

サービスは次の4つのサービスから構成されています。

一つ目が、定期巡回サービスです。これは、訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し

て日常生活上の世話をを行うものです。ヘルパーが決まった曜日に複数回定期的に訪問するようなイメージで捉えるとわかりやすいと思います。

二つ目が、随時対応サービスです。これは、事業所にオペレータが待機しており、利用者や家族からの電話等での相談を随時受け付け、訪問対応の要否を判断するサービスです。

三つ目が、随時訪問サービスです。先ほどの随時対応サービスにおける訪問対応の要否に基づき、訪問介護員等が必要に応じて利用者の居宅を訪問するサービスです。

四つ目が、訪問看護サービスです。こちらは、いわゆる訪問看護のサービスになります。

訪問看護サービスについては、この事業所で直接提供する場合と、他の指定訪問看護事業所と連携し、そちらでサービスを提供する場合に分かれます。前者を一体型と呼び、後者を連携型と呼びます。

以上の4つのサービスから構成されており、定期的な訪問に加え、随時の訪問も可能なサービスとなります。

また、このサービスは単位数、つまりは利用料が基本的には月毎で決まっており、単純な訪問回数に依存していないことも特徴です。

令和6年度の報酬改定にて改定があり、夜間のみサービス提供の区分が追加され、そちらについては訪問回数ごとに単位数が加算されることとなりました。

それでは、案件の説明に移ります。事業所の名称は「今から定巡24」です。

運営を行いますのは、本町に本拠を有します、株式会社今からです。運営法人とサービス提供事業所が同一の建物に入っております。同法人は既に市内で地域密着型通所介護事業所を1ヶ所運営しています。

資料2ページ目をご覧ください。事業所所在地は本町4-40-23 Sadoya Southern Terrace 9階です。圏域は南部地区で、スクエア21のある交差点から東に50mほどの距離です。

事業所は連携型として事業を行います。連携先の指定訪問看護事業所は西船5丁目にございます、アテナ訪問看護ステーションです。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

次に4ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料5ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。委員長、よろしくお願いたします。

○委員長

それでは本件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いたします。

皆様いかがでしょうか。ないようございましたら本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものといたします。

続きまして、資料2「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、事務局から説明をお願いたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料2「地域密着型サービス事業者の指定」について説明させていただきます。

こちらは地域密着型通所介護事業所の指定になります。

お手元の資料、青いインデックスの2の1ページをご覧ください。事業所の名称は「リハビリデイサービスもちの木」です。運営を行いますのは、飯山満町に本拠を有します、有限会社ヨクシンです。事業所と同じ敷地内になります。同法人が他に市内で運営している事業所はありません。

資料2ページ目をご覧ください。事業所は2単位で運営を行い、利用定員は10名です。事業所所在地は飯山満町2-931で、圏域は東部地区で、飯山満駅から南側に約200メートルほどの位置です。

サービス提供時間は1単位目が9時～12時10分、2単位目が13時30分～16時40分となります。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

次に4～5ページが現地確認を行った際に撮影した写真となります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。委員長、よろしくお願いたします。

○委員長

この案件につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。それでは本委員会といたしまして、本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものといたします。

続きまして、資料3「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明をお願いたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料3「地域密着型サービス事業者の指定」について説明させていただきます。

こちらは地域密着型通所介護事業所の指定となります。お手元の資料、青いインデックスの3の1ページをご覧ください。事業所の名称は「二和さくらの郷 II デイサービスセンター」です。

運営を行いますのは、本町に本拠を有します、株式会社丸美です。同法人は市内で多数の事業所を運営しており、今回の案件は有料老人ホームに併設の事業所となります。その他、訪問介護や通所介護、居宅介護支援など、多岐にわたる事業所を運営しております。

資料2ページ目をご覧ください。事業所は1単位で運営を行い、利用定員は15名です。事業所所在地は二和西4-6-1で、圏域は北部地区となります。二和向台駅から約1キロメートルほどの位置です。

サービス提供時間は9時15分～16時30分となります。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。平面図右側の中央付近がデイサービスの区画となります。

次に4～5ページについては先ほど差替えさせていただきましたが、現地確認を行った際に撮影した写真となります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。委員長、よろしくお願いたします。

○委員長

それでは本件についてご質問、ご意見等がございましたらお願いたします。

4ページ目、5ページ目は去年11月の撮影ですが、設置されていない什器、家具とか搬入されている物品があるのですが、この後は確認されたというのはございますでしょうか。

○事務局（指導監査課）

本日差し替えさせていただいた写真が5月9日のものになります。

○委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

皆様よろしいでしょうか。

○島田委員

中村委員長のご意見にもあったのですが、必要なテーブルとか椅子とか、静養室のベットとかカーテンとかそういったものがないみたいなのですが、昨年4月に地域密着型サービス事業所をオープンするとき、指導監査課よりテーブルとイスとベットとカーテン等の準備についていろいろな事を言われ、用意ができないと指定できないと言われたのですが、最低でも人数分のテーブルとイスとベットと必要なものの写真がないとダメなはずですが、いかがでしょうか。

○委員長

事務局、ご説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

ご説明させていただきます。

こちらの方の建物がですが、ほぼ建ち上がってはいるのですが建物の完了検査をまだ受けていない状態でございます。こちらの検査は、今週中に行う予定にはなっているのですが、それに伴いまして完了検査が終わるまでは検査の妨げになる可能性があることからベットですとかテーブルのほうの搬入はまだしておりません。検査が終わり次第、急ぎ搬入する予定であると事業者から聞いております。

○島田委員

そうすると我々委員には、後日何らかの形できちんと整えられましたということで写真を送っていただけたらとか、何かそういった形でお知らせしていただけたらいいのでしょうか。

○事務局（指導監査課）

後日、事業所の設備が配置された後の写真を撮影させていただきまして、ご連絡させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長

やはりこちらの方の事業所も計画だとか、いろいろ開設の日とか準備に奔走されていると思うのですが、什器が整った状態で確認をしていただいて、それで指定という形になると思うのですが、事務局の方でそれを確認していただいて委員の方に周知していただいて、それでという形ではよろしいのではないのでしょうか。いかかでしょうか。

○事務局（指導監査課）

わかりました。その様にさせていただきます。

6月1日指定になりますので今月中に内容を確認してご連絡させていただきたいと思います。

○委員長

皆様、他にご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この本件は本委員会として「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものといたします。

続きまして、資料4「地域密着型サービス事業者の指定」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは資料4「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。

こちらは地域密着型通所介護事業所の指定になります。お手元の資料、青いインデックスの4の1ページをご覧ください。事業所の名称は「デイサービス雅庵」です。

運営を行いますのは、咲が丘に本拠を有します、合資会社アイム・ファインです。同法人は市内で地域密着型通所介護事業所を1ヶ所運営しております。

資料2ページ目をご覧ください。事業所は1単位で運営を行い、利用定員は10名です。

事業所所在地は咲が丘1-18-3で、圏域は北部地区になります。二和向台駅から約850メートルほどの位置にあります。

サービス提供時間は9時30分～16時30分となります。

続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

次に4～5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になります。

続いて資料6ページ以降の「指定に係る基準適否一覧」に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。

以上でございます。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長

それで本件についてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○山口委員

山口と申します。

いままで見てきました質疑が終わっているインデックス2番3番ですかね。地域密着の通所介護の方はサービス提供時間を見ますと6～7時間とか7～8時間とかのサービス提供時間の場合に、10分とか15分とか余計多めに送迎ですとか想定時間通りにいかないと踏まえて設定していると思うのですが、こちらの場合はサービス提供時間が9時半から16時半で7時間ちょうどではないのかと思うのですが、その辺少し余裕を持って、7～8時間の単位を算定するのか6～7時間でやるのか、その辺の対応状況といいますか、行政側からのお話は伺されてらっしゃるのかお聞きできればと思います。

○委員長

事務局の方、いかかでしょうか。

○事務局（指導監査課）

お答えいたします

おっしゃ通り、今回7時間ちょうどというところで、送迎などで少しトラブルというか送れば発生した場合には報酬の時間帯が変わってしまうのですが、そのあたり、こちらからは助言はするものではあるのですが、あくまで事業所の方で決めた時間というところで、事業所の方で任意で決めたものになっております。以上です。

○山口委員

ありがとうございました。

○委員長

他にはございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業者の指定」につきまして、これを確認するものいたします。

続きまして、最後の資料5「地域密着型サービス事業者の指定に係る報告」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、資料5「地域密着型サービス事業所の指定に係る報告」についてご報告させていただきます。お手元の資料、青いインデックスの5の1ページをご覧ください。

まず、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等についてのご報告でございます。2ページをご覧ください。2地域密着型サービス事業所指定更新一覧についてご説明致します。

事業所の指定は介護保険法第七十条の二により6年ごとに更新が必要となっております。そのため、記載のある市内14事業所及び市外1事業所について、指定の更新を行いました。

つづいて、3地域密着型サービス事業所廃止一覧についてご説明致します。前回の報告以降において、記載のある市外2事業所について廃止を行いました。

4ページをご覧ください。今年度と昨年度の4月1日時点の市内5圏域別の事業所数を記載しております。

事業所数の増減につきましては、昨年度と比較し、地域密着型通所介護が1件増加しており、（介護予防）認知症対応型通所介護が3件、（介護予防）認知症対応型共同生活介護が1件、それぞれ減少しております。

なお、減少した（介護予防）認知症対応型通所介護3件については、同一法人が市内別拠点でそれぞれ運営していた事業所の休止となっております。

報告については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは皆様、本件について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは本委員会として、本件「地域密着型サービス事業所の指定に係る報告」を受けたものといたします。

事務局から連絡事項等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

今回の開催につきましては、8月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきます。

事務局からの連絡事項は以上です。委員長よろしくお願いいたします。

○委員長

以上をもちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。

傍聴者の方はご退出をお願いいたします。